

○財務省告示第三十七号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十一年一月十四日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十一年二月十日

財務大臣 中川 昭一

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第二百九十八回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条  
の法律及びその  
条第一項、第四十七条及び第六

三 振替法の適用等 十二条第一項  
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法

振替機関は日本銀行とする。  
の適用を受けるものとし、その  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、価格競争入札において  
定められた利率をその利率とし  
、価格競争入札において募入  
の決定を受けた各申込みの応募  
価格を募入額により加重平均し  
て得られる価格をその発行価格  
とするものによる発行（以下「非  
競争入札発行」という。）及び価  
格競争入札と同時に行われる入

五

募方

札場であつて、財務大臣が各国債  
 市を特別参加者による発行（以下、  
 額を定める市場特別参加者）  
 下、国債市場特別参加者（以下、  
 非価格競争札発行）という。）

イ

入札  
 価格  
 競争  
 額

各申込みのうち、応募額を価格の高い  
 ものからその応募額を順次割り  
 当てる。応募額を案分により

ロ

札  
 発行  
 競争  
 額

各債市場特別参加者のごとの応募  
 割当て。特別参加者のごとの応募  
 限度額を範囲内において各応募

ハ

者  
 特別  
 参加  
 額

応募限度額の範囲内において各応募  
 申込みの応募額を割り当てる。

六

非  
 競争  
 額

四、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

六

イ

入札  
 価格  
 競争  
 額

円面金額で一兆七千三百四十四億  
 うち、特別会計に関する法律第四  
 十、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

は、発行した利付国債について  
 第六十二条第一項の規定に基づ  
 第一、三、七、十一、十五、十九、  
 一億三千七百四十五万三千六百  
 十、三、七、十一、十五、十九、  
 ては、発行した利付国債の発行に  
 基き、同法第十、三、七、十一、  
 万、円、金、額、で、第一兆六億二  
 額、面、金、額、た、利、付、債、に、つ、  
 額、行、し、た、利、付、債、に、つ、  
 第一、三、七、十一、十五、十九、  
 第六十二条第一項の規定に基づ

十 十		九 八		七		ハ		ロ										
イ 一		振 額 最		イ 払		ハ		ロ										
入 札 発 行	価 格 競 争	替 単 位	低 額 面 金	行 争 入 札 発 行	非 者 特 国 札 非 入 札 発 行	行 争 入 札 発 行	非 者 特 国 札 非 入 札 発 行	行 争 入 札 発 行	非 者 特 国 札 非 入 札 発 行									
上 額 の そ れ ぞ れ の 応 募 価 格	平 成 二 十 一 年 一 月 十 四 日	す る 。 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 の 金	振 替 の 法 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円	円 千 七 百 九 十 九 億 五 千 百 五 十 八 万	円 六 十 一 億 三 千 三 百 五 十 七 万 五 千	円 九 万 七 千 五 百 七 十 二 千 四 百 十	百 九 十 七 億 円	国 債 に つ い て 、 額 面 金 額 で 千 七	条 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付	特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 七	一 億 二 千 五 百 万 円	国 債 に つ い て 、 額 面 金 額 で 六 十	条 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付	特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 七	億 六 千 二 十 五 万 円	特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 七

十 十  
三 二

口

の 経 利 発 競 I 加 場 び 札 非  
払 過 行 争 非 者 特 国 発 競  
込 利 入 価 ・ 別 債 行 争  
み 子 率 札 格 第 参 市 及 入

額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 十 四 銭

(一) 年 一 募 入 三 パーセント  
は、募入決定の通知を受けた者  
は、払込金額に加えて、次の算  
式により算出した金額を第二  
十号に規定する期日に払い込  
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.3 \times 25}{100 \times 365}$$

(二) 発行時にあって、その利子  
に係る所得税が源泉徴収され  
るものとして、振替口座簿中の  
口座に記載又は記録されるもの  
のについて、前記(一)の算式に  
より算出した金額から当該金額  
（たに百分の二十を乗じた金額  
）をたし、当該国債を発行時に  
に、又は外国取得者がある場合  
に、前記(一)の算式により算出  
た金額に当該非居住者又は外  
国人が適用を受けた金額（所得  
の税率を乗じた金額）を控除  
することができる。

十四 初期利子

平成二十一年六月二十日を支払し、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六 償還金額

平成三十年十二月二十日

十七 償還金

額面金額百円につき百円

十八 元利支

日本銀行

十九 払入札参加

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成二十一年一月十四日